

第7節 景観

1 つくば市景観計画

つくば市は、平成17年8月24日に景観法に基づく景観行政団体となり、様々な施策を活用した景観行政を進めていくため、景観計画を策定することができるようになりました。

そこで、平成19年10月1日に「つくば市景観計画」を策定し、平成24年6月1日には、景観形成重点地区の追加や「つくば市屋外広告物条例」の制定に向けた記載事項の変更を行っています。

この「つくば市景観計画」では、つくば市全域を景観計画区域に設定し、良好な景観の形成に関する方針、景観形成重点地区（16地区）、良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（建築物等に対する景観形成基準）などを定め、良好な景観形成を誘導しています。

（1）つくば市の景観構造

「つくば市景観計画」では、景観構造を、道路、河川、眺望などの線的な景観要素の「骨格軸」と、地形や土地利用の状況、市街地の形成過程などからひとつのまとまりとなる景観要素の「ゾーン」に分類し、それぞれに良好な景観の形成に関する方針を定めています。

(1) 骨格軸	① 筑波山への視線軸 ② 研究学園都市の都市景観軸 ③ 水辺の景観軸 ④ 緑の拠点・骨格軸
(2) ゾーン	① 自然地形の眺望と田園の景観を形成するゾーン ② 研究学園都市の景観を形成するゾーン ③ 新都市の景観を形成するゾーン

（2）景観形成重点地区

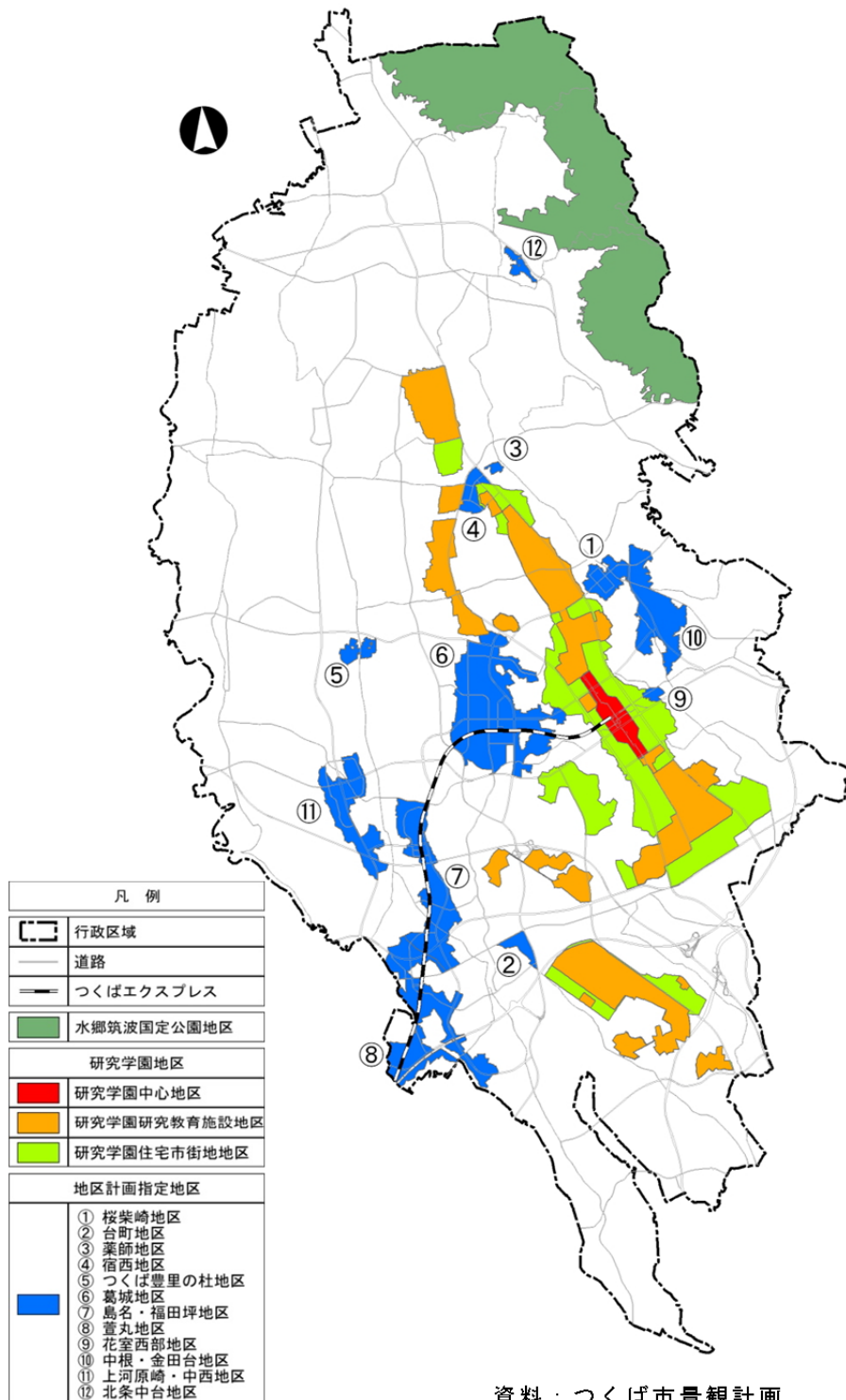
「つくば市景観計画」では、特に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域を「景観形成重点地区」に指定し、地区独自の景観形成基準を定めていくなど、地区ごとの特性をいかした、良好な景観形成を促進しています。

(1) 水郷筑波国定公園地区	—
(2) 研究学園地区	① 研究学園中心地区 ② 研究学園研究教育施設地区 ③ 研究学園住宅市街地地区
(3) 地区計画指定地区	① 桜柴崎地区 ② 台町地区 ③ 薬師地区 ④ 宿西地区 ⑤ つくば豊里の杜地区 ⑥ 葛城地区 ⑦ 島名・福田坪地区 ⑧ 萱丸地区 ⑨ 花室西部地区 ⑩ 中根・金田台地区 ⑪ 上河原崎・中西地区 ⑫ 北条中台地区

(3) 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観形成に向けて、届出対象となる行為を定めています。また、建築や開発等の行為を行う際に遵守すべき景観形成基準として、建築物の位置、形態意匠、色彩、材料、敷地の緑化及び外構デザイン、駐車場、屋外照明等についての基準や、工作物・開発行為において準拠すべき景観形成基準を定めています。

＜景観形成重点地区の位置＞



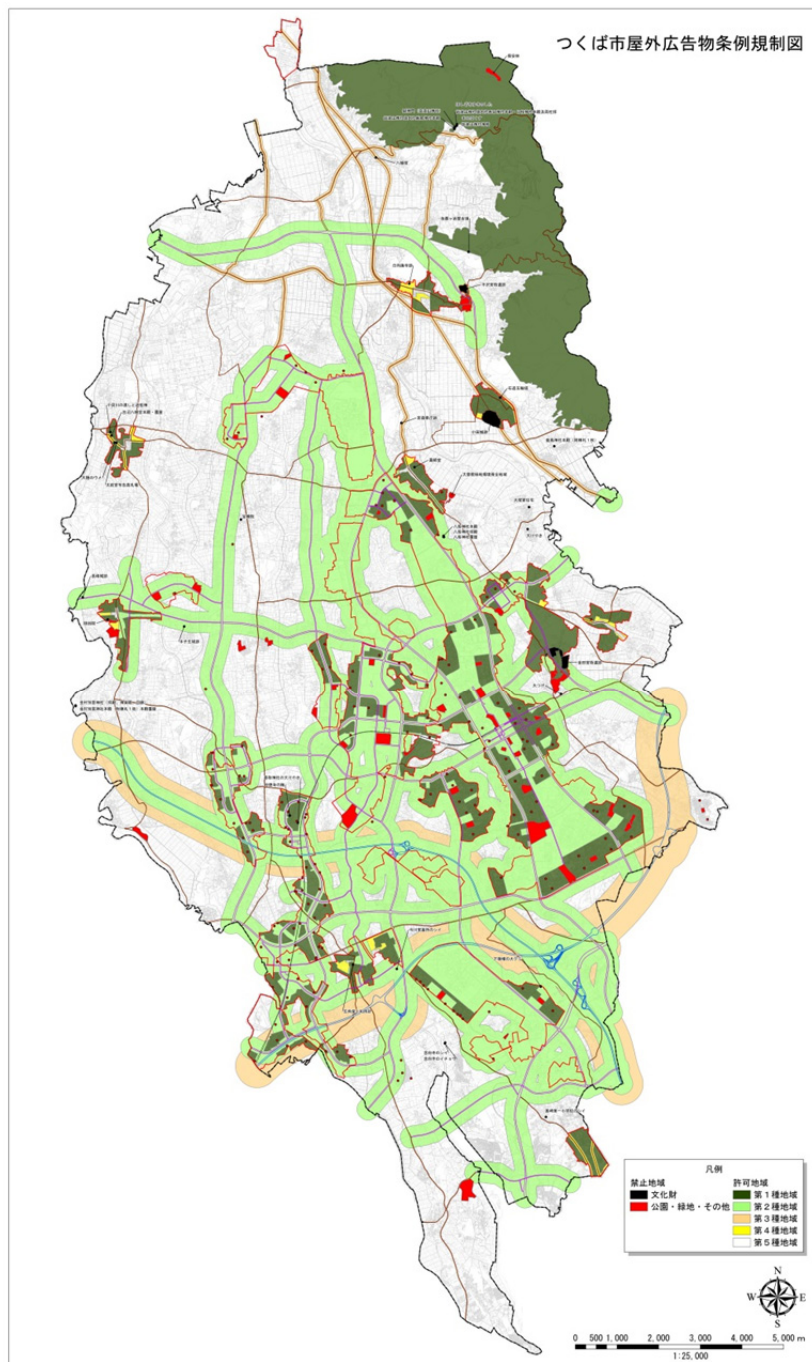
資料：つくば市景観計画

2 つくば市屋外広告物条例

つくば市では、良好な景観の形成，風致の維持，公衆に対する危害防止を図るため、「つくば市屋外広告物条例（平成 24 年 10 月 1 日施行）」を制定し，屋外広告物の表示等について必要な規制・誘導を行っています。

この条例では，市域を「禁止地域」と「許可地域」に区分し，許可地域は，さらに 5 種類に分類し，広告物の表示や掲出物件の設置に関する基準（高さ，形状，意匠，色彩，表示面積等）を規定しています。

<つくば市屋外広告物規制図（概略図）>



資料：つくば市屋外広告物条例の概要

第8節 防災

1 避難所等

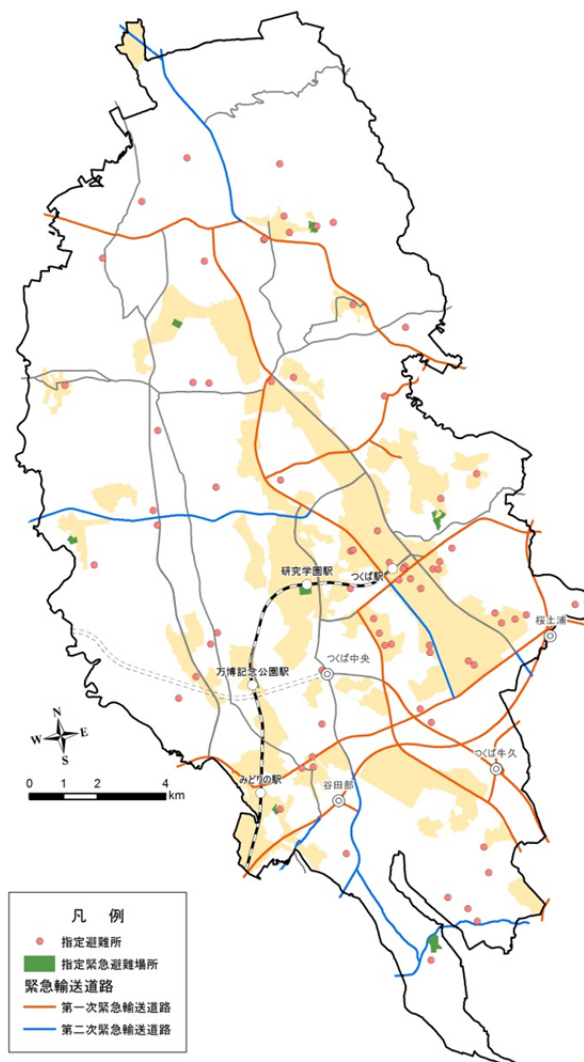
つくば市では、災害発生時に市民の安全性を確保するため、災害が差し迫った状況や発災時において、緊急的に避難し身の安全を確保することができる場所として、公園等の指定緊急避難場所を7箇所指定しています。

また、震災や火災、水害等の被害で住居に住むことができなくなった際の避難生活の場所として、小・中学校や民間施設等の指定避難所を74箇所、高齢者や障害者等の、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方を対象とした福祉避難所を24箇所指定しています。

2 緊急輸送道路

市内では、災害時の救援支援活動や物資輸送活動等の緊急輸送を円滑に行う路線として、国道や主要地方道等の一部が緊急輸送道路として指定されています。

<避難所及び緊急輸送道路>



平成 27 年 4 月現在

